

## 給与システム 平成 27 年版(Ver.15.30)のリリースの予定

給与 R4 システム 社会保険改正対応版 (Ver.15.30) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。  
法定調書顧問 R4 については、機能改善版 (Ver.15.21) としてダウンロードご提供予定です。  
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期
3. システムの対応内容

### 1. 発行プログラム

次のプログラムの発行を予定しています。

#### 1-1.発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	Ver.15.30	Ver.14.10、Ver.14.11、Ver.14.20 Ver.14.10.e1・e2・e3・e4
給与・法定調書顧問 R4		Ver.14.11.e1・e2・e3・e4 Ver.14.20.e1・e2・e3・e4
給与応援 R4 Premium		Ver.15.10、Ver.15.20 Ver.15.10.e1・e2 Ver.15.20.e1・e2
給与応援 R4 Lite		Ver.14.10、Ver.14.11、Ver.14.20 Ver.15.10、Ver.15.20
法定調書顧問 R4	Ver.15.21	Ver.14.10、Ver.14.11、Ver.14.12 Ver.14.10.e1・e2・e3 Ver.14.11.e1・e2・e3 Ver.14.12.e1・e2・e3 Ver.15.10、Ver.15.20 Ver.15.10.e1 Ver.15.20.e1

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※給与・法定調書 R4 と給与・法定調書顧問 R4 は同一コンピューターでは共存できません。

※給与応援 R4 Lite は 1 ユーザーで使用する製品です。

※旧システム Ver.H27.10 以降で使用中の 27 年度以降のデータがコンバート対象です。コンバートを行う環境には、既存システムの上記対象バージョンがセットアップされている必要があります。

※法定調書顧問 R4 Ver.15.21 はダウンロードマネージャ、マイページの公開のみの対応です。

### 2. リリース時期

#### 2-1.E i ボードダウンロードマネージャの公開 (予定)

2016 年 3 月 22 日 (火)

#### 2-2.マイページのダウンロード公開 (予定)

2016 年 3 月 22 日 (火)

### 2-3. オプションのCD保守契約の場合（送品開始予定日）

- ・ 給与・法定調書 R4 2016年4月18日（月）
- ・ 給与・法定調書顧問 R4 2016年4月18日（月）
- ・ 給与応援 R4 Premium 2016年4月18日（月）
- ・ 給与応援 R4 Lite 2016年4月18日（月）

### 2-4. 電子申告プログラムについて

バージョンアップ前に電子申告システムをご利用の場合は、Ver.15.30.e2（法定調書顧問はVer.15.21.e1）のまま、引き続き連動タブの電子申告をご利用いただけます。

### 2-5. Ver.15.30用のコンバートプログラムの提供について

Ver.15.30へのコンバートに対応したR4コンバーターを提供します。提供時期、および詳細につきましては、別途ご案内いたします。

## 3. システムの対応内容

### 3-1. 社会保険改正の概要

#### ■ 健康保険：標準報酬月額の上限範囲拡大

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部が改正されたことにより、健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額が、121万円から139万円に引き上げられました。なお、厚生年金は改正がないため従来そのままとなります。この改正は、平成28年4月分（5月納付分）から適用されます。

- ・ 標準報酬月額が3等級追加されます。  
毎月の保険料を計算するもととなる標準報酬月額が3等級追加され、47等級121万円から50等級139万円の上限になります。

#### 【健康保険の標準報酬月額等級】

改定前			改定後		
等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
...	...	...	...	...	...
46	1,150,000円	1,115,000円以上～ 1,175,000円未満	46	1,150,000円	1,115,000円以上～ 1,175,000円未満
47	1,210,000円	1,175,000円以上	47	1,210,000円	1,175,000円以上～ 1,235,000円未満
			48	1,270,000円	1,235,000円以上～ 1,295,000円未満
			49	1,330,000円	1,295,000円以上～ 1,355,000円未満
			50	1,390,000円	1,355,000円以上

- ・ 標準賞与額の上限額が引き上げられます。  
これまで上限額は、年度累計で540万円でしたが、573万円に引き上げられます。

#### 【標準賞与額上限】

改正前	改正後
540万円	573万円

### 3-2. 社会保険改正によるシステムの対応内容（法定調書顧問R4除く）

- ・ 給与の処理月「5月」（社会保険の徴収が「当月分（特別）」または支払日の特別処理が「翌月日付（特別）」の場合は処理月「4月」）以降、会社選択時にメッセージを表示し、当該従業員の健康保険料等を更新し、システム内部の健康保険の料額表を新料額表に切り替えるよう対応します。（平成28年分データのみ）
- ・ 平成28年分の会社データについては、4月以降、賞与の健康保険料計算時、標準賞与額の累計額を573万円を上限とした標準賞与額で、健康保険料・（内）特定保険料・介護保険料を計算するよう対応します。（1月～3月は従来540万円で計算します。）

### 3-3.その他システムの変更点

#### ■ 要望対応

以下のご要望に対応します。

機能	対応	給	L	法
給与所得の源泉徴収票／退職者用	[入退社] タブ (給与応援 R4 Lite は [年末調整] タブ) の (所) 給与所得の源泉徴収票／退職者用を、年末調整の使用方で「年末調整のみ使用」を選択している場合も処理できるよう対応します。(出力対象：年末調整しない退職者、平成 28 年データのみ) ※法定調書顧問 R4 は [退社] タブに [ (所) 給与所得の源泉徴収票／退職者用 ] ボタンを追加します。	○	○	○

#### ■ 障害対応

以下の障害に対応します。

機能	対応	給	L	法
給与パターン／拡張モード	控除項目：項番 (58) で「(賃金カット)」を設定し、かつ、賞与項目の控除項目の 9 番目の金額の入力があると、賞与の社会保険対象計から控除項目の 9 番目の金額が控除されてしまうという問題に対応します。	○	×	×
汎用データ／汎用データ出力	・複数締日で運用していても、勤怠データ・給与データの支給日が基本締日の日付で出力されてしまう問題に対応します。 ・勤怠データ、給与データで、使用しない給与項目が「,」 (ダブルクォーテーションが入った空文字) で出力されてしまう問題に対応します。	○	○	×
賃金台帳	年末調整の計算方法が「現金支給で調整」、かつ、処理月選択で「処理月：給与 12 月」以外を選択した状態で、賃金台帳に直接入力すると、12 月の差引支給額に年末調整分が含まれてしまう問題に対応します。	○	○	×
年末調整計算	年末調整の計算方法が「予備月 x で調整」、かつ、予備月の給与明細が照会モードになっていると、2 回目以降の年末調整計算でエラーが発生する問題に対応します。	○	○	×
法定調書合計表	印刷条件設定画面に「個人番号の印刷」の選択を追加します。(平成 28 年以降のデータ、法人個人区分が個人の場合のみ)	○	×	○

給：給与・法定調書 R4、給与・法定調書顧問 R4、給与応援 R4 Premium

L：給与応援 R4 Lite

法：法定調書顧問 R4

以上